

事務連絡  
令和3年9月30日

市内各小中学校長 殿

うるま市教育委員会  
教育長 嘉手苺 弘美  
(公印省略)

**感染拡大抑止期間「10月1日～10月31日」における  
部活動（スポーツ少年団含む）の実施について  
( 通 知 )**

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。  
長期にわたる緊急事態宣言が解除され、10月1日（金）から10月31日（日）まで「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」として、沖縄県対処方針が変更されました。それを受け、本市の部活動及びスポーツ少年団等の活動（以下「部活動」）は、下記の項目に則り、さらに別添の「うるま市部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の遵守の徹底を条件に、原則再開とする。

記

- (1) 平日の練習時間は、90分以内とする。  
ただし、各学校の部活動終了時刻を厳守すること。
- (2) 土日祝日の練習時間は、2時間以内とする。その際は、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- (3) 早朝練習や合宿、宿泊を伴う遠征はできない。
- (4) 練習試合や合同練習は上記(1)(2)を遵守し実施できる。但し、大会を直前に控えた部活動に限る。
- (5) 学級・学年閉鎖等の対応がある際、当該児童生徒は、その期間部活動に参加しないこと。
- (6) 部員や指導者に感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、2週間の活動停止とする。
- (7) 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と市教育委員会で協議すること。
- (8) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。（活動前には検温と健康観察）
- (9) 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
- (10) 休養日の設定（ノ一部活デーの取り組み）を確実に行う。
  - ① 平日に1日以上、週休日（土日）1日以上を休養日とする。
  - ② 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- (11) 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。
- (12) その他
  - ① 「うるま市部活動の在り方に関する方針」の則ること。
  - ② ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。

【本件問い合わせ先】  
うるま市教育委員会 担当：上門博之